日調連発第３７１号
平成２３年１月１８日

各土地家屋調査士会長　　殿
連　合　会　役　員　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法務省民事局長通達の送付について（通知）

法務省民事局長から法務局長及び地方法務局長あて下記の通達が発せられましたので、参考のため通知します。

記

平成 23 年 1 月 14 日付け法務省民二第 91 号　法務省民事局長通達
「不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）」

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第９１号
平成２３年１月１４日

法　務　局　長　　殿
地方法務局長　　殿

法務省民事局長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

登記・供託オンライン申請システムの運用の開始等に伴い，平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を別紙のとおり改正し，平成２３年２月１４日から実施することとしましたので，この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

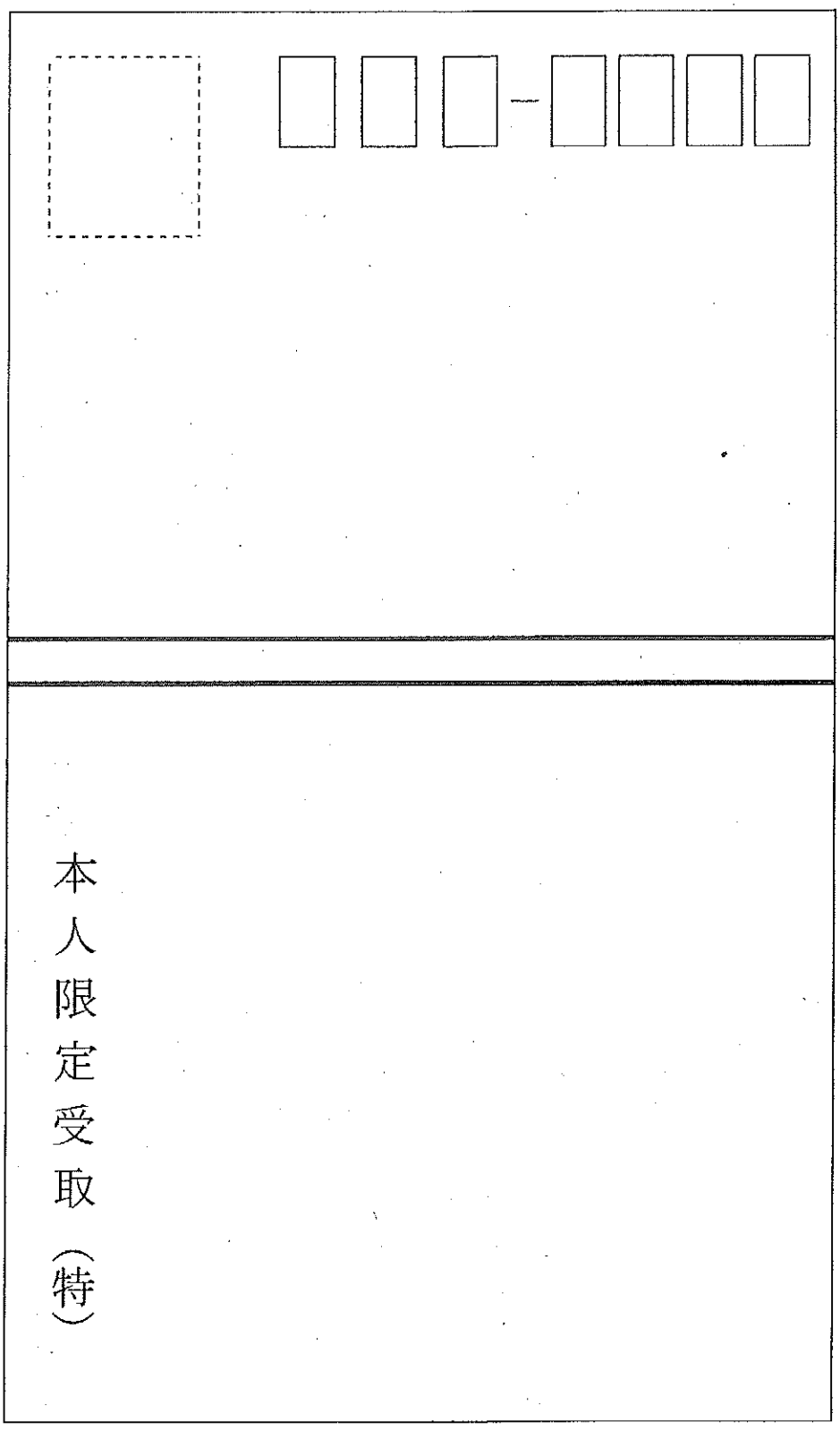
別紙

１　第３６条第１項中「補正コメント」を「補正のお知らせ」に，「法務省オンライン申請システム」を「登記・供託オンライン申請システム」に改める。

２　第１２４条第１項中「第３３条第４項」を「第３５条第４項」に，「又は第２２条」を「から第２３条まで」に改め，同条第３項中「第１３条」を「第２３条」に改める。

３　別記第５５号を次のように改める。

別記第５５号（第４３条第１項，第１１８条第１号関係）



機密性２　完全性２　可用性２

（電子申請の場合）

文書第　　号
平成　年　月　日

殿

何市区郡何町村大字何字何何番地
法務局　　出張所

登記官　　職　印
登記官印

下記のとおり登記の申請がありましたので，不動産登記法第２３条第１項の規定に基づき，この申請の内容が真実かどうかお尋ねします。

申請の内容が真実である場合には，申請用総合ソフト等に用意されている「事前通知に基づく申出書」に，通知番号（下記の（６）に記載されています。），申請番号（到達確認表に表示されています。）及び氏名を入力し，申出書に申請書又は委任状にした電子署名と同じ電子署名をして，　月　日までに，登記・供託オンライン申請システムを利用して送信してください。

記

登記の申請の内容
（１）不動産所在事項及び不動産番号

（２）登記の目的
（３）受付番号
（４）登記原因
（５）申請人

（６）通知番号

※（注意）
この書面の内容に不明な点がありましたら，直ちに，上記の登記所に連絡してください。
連絡先電話番号

機密性２　完全性２　可用性２

（書面申請の場合）

文書第　　号
平成　年　月　日

殿

何市区郡何町村大字何字何何番地
法務局　　出張所

登記官　　職　印
登記官印

下記のとおり登記の申請がありましたので，不動産登記法第２３条第１項の規定に基づき，この申請の内容が真実かどうかお尋ねします。

申請の内容が真実である場合には，この書面の「回答欄」に氏名を記載し，申請書又は委任状に押印したものと同一の印を押印して，　月　日までに，登記所に持参し，又は返送してください。

記

登記の申請の内容
（１）不動産所在事項及び不動産番号

（２）登記の目的
（３）受付番号
（４）登記原因
（５）申請人

（６）通知番号

事前通知に基づく申出書

回答欄	この登記の申請の内容は真実です。 氏名　　印

※（注意）
なお，この書面の内容に不明な点がありましたら，直ちに，上記の登記所に連絡してください。
連絡先電話番号

４　別記第８９号を次のように改める。

別記第８９号（第１２４条第１項関係）

登録免許税納付用紙

法務局　　支局・出張所　御中

（申請人の表示）
住　　所
氏名又は名称
（代理人の表示）
住　　所
氏名又は名称
（その他）
受付年月日及び受付番号　平成　　年　　月　　日受付第　　号
納付金額　　円

印紙等貼付欄

本紙は，電子申請により登記の申請をした場合において，登録免許税を領収証書又は収入印紙により納付するときに使用するものです。
領収証書又は収入印紙は，割印をしないで，ここに貼り付けてください。

年　月　日	担当

（注）１　代理人が登記の申請をした場合には，（申請人の表示）欄の記載を省略することができます。
２　１件の申請で，２枚以上の登録免許税納付用紙を使用する場合には，それが分かるように，例えば，用紙を２枚使用したときは，本紙の右下に，（１／２）（２／２）の振り合いで，本紙が全体枚数のうち何枚目の用紙に当たるかを記載してください。

（　／　）

○　不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号法務省民事局長通達）の一部改正　新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（補正期限の連絡等） 第３６条　登記官は，電子申請についての不備が補正することができるものである場合において，登記官が定めた補正を認める相当期間を当該申請の申請人に告知するときは，次に掲げる事項を記録した補正のお知らせを作成して，登記・供託オンライン申請システムに掲示してするものとする。 ２～５　（略）	（補正期限の連絡等） 第３６条　登記官は，電子申請についての不備が補正することができるものである場合において，登記官が定めた補正を認める相当期間を当該申請の申請人に告知するときは，次に掲げる事項を記録した補正コメントを作成して，法務省オンライン申請システムに掲示してするものとする。 ２～５　（同左）
（電子申請における印紙等による納付） 第１２４条　登録免許税法（昭和４２年法律第３５号。以下「税法」という。）第２４条の２第３項及び第３５条第４項の規定により読み替えて適用する税法第２１条から第２３条までの登記機関の定める書類（以下「登録免許税納付用紙」という。）は，別記第８９号様式又はこれに準ずる様式によるものとする。 ２　（略） ３　登記官は，登録免許税納付用紙により登録免許税の納付を確認したときは，速やかに，当該申請について通知した登録免許税法施行規則（昭和４２年大蔵省令第３７号。以下「税法施行規則」という。）第２３条の納付情報を取り消さなければならない。	（電子申請における印紙等による納付） 第１２４条　登録免許税法（昭和４２年法律第３５号。以下「税法」という。）第２４条の２第３項及び第３３条第４項の規定により読み替えて適用する税法第２１条又は第２２条の登記機関の定める書類（以下「登録免許税納付用紙」という。）は，別記第８９号様式又はこれに準ずる様式によるものとする。 ２　（同左） ３　登記官は，登録免許税納付用紙により登録免許税の納付を確認したときは，速やかに，当該申請について通知した登録免許税法施行規則（昭和４２年大蔵省令第３７号。以下「税法施行規則」という。）第１３条の納付情報を取り消さなければならない。

４　（略）	４　（同左）
別記第５５号（第４３条第１項，第１１８条第１号関係） （略）	別記第５５号（第４３条第１項，第１１８条第１号関係） （同左）
別記第８９号（第１２４条第１項関係） （略）	別記第８９号（第１２４条第１項関係） （同左）